平成２６年（フ）第６７５４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣375―１
債務者　高田　靖子
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７５５号
東京都練馬区関町北４丁目20―20―203
債務者　加藤　一成
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７５６号
東京都葛飾区南水元１丁目16―５―403
債務者　石河　郁子
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７５７号
東京都葛飾区立石６丁目15―９―８
債務者　田村　邦彦
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７５８号
東京都足立区南花畑２丁目10―11―502
債務者　山中　弘幸
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７８３号
埼玉県川口市末広１丁目７―５―306
債務者　小泉　　瞳（旧姓弓下）
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７８４号
東京都武蔵野市西久保２丁目15―23―103
債務者　高橋　惇也
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７９１号
千葉県千葉市緑区おゆみ野中央６丁目43―６―Ａ―101
債務者　宗像　真市
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８０５号
東京都葛飾区高砂１丁目18―22―Ａ205
債務者　大野　達也
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８０６号
神奈川県横浜市南区真金町１丁目６―40―101
債務者　丸山康人こと　朴　　保人
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８０８号
東京都足立区竹の塚６丁目24―６―304
債務者　曽山美津留
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８１２号
東京都足立区西保木間２丁目９―８―306
債務者　下田　悦子
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８１５号
東京都足立区舎人１丁目13―５―305
債務者　増田三和子（旧姓舘野）
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８１７号
東京都八王子市鑓水２丁目84―９―504
債務者　小林　伴治（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８１８号
東京都八王子市鑓水２丁目84―９―504
債務者　小林　祐子
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部